

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案 参照条文目次

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）	1
○ 浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）（抄）	3
○ 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）（抄）	4
○ 浄化槽設備士に関する省令（昭和五十九年建設省令第十七号）（抄）	4

○ 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）

（浄化槽設備士の設置等）

第二十九条 浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。

2～4 （略）

（浄化槽設備士免状）

第四十二条 浄化槽設備士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、国土交通大臣が交付する。

- 一 浄化槽設備士試験に合格した者
- 二 建設業法第二十七条に基づく管工事施工管理に係る技術検定（第二次検定に限る。）に合格した後、国土交通大臣及び環境大臣の指定する者（以下この章において「指定講習機関」という。）が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行う浄化槽工事に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下この章において「講習」という。）の課程を修了した者
- 2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、浄化槽設備士免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により浄化槽設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 3 国土交通大臣は、浄化槽設備士がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その浄化槽設備士免状の返納を命ずることができる。
- 4 浄化槽設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（浄化槽設備士試験）

第四十三条

1～3 （略）

4 国土交通大臣は、国土交通大臣及び環境大臣の指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、浄化槽設備士試

験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

5～7 (略)

(浄化槽管理士免状)

第四十五条 浄化槽管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣が交付する。

- 一 浄化槽管理士試験に合格した者
- 二 環境大臣の指定する者（以下この章において「指定講習機関」という。）が環境省令で定めるところにより行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習（以下この章において「講習」という。）の課程を修了した者
- 2 環境大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、浄化槽管理士免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により浄化槽管理士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
 - 二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 3 環境大臣は、浄化槽管理士がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反したときは、その浄化槽管理士免状の返納を命ずることができる。
- 4 浄化槽管理士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(浄化槽管理士試験)

第四十六条

1～3 (略)

4 環境大臣は、その指定する者（以下この章において「指定試験機関」という。）に、浄化槽管理士試験の実施に関する事務（以下この章において「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

5～7 (略)

第四十八条

1～2 (略)

3 第一項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

4 (略)

(手数料)

第五十条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を国(第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関に試験の実施に関する事務の全部を行わせる場合にあつては、当該指定試験機関。次項において「指定試験機関」という。)に納付しなければならない。

一～二 (略)

二 浄化槽設備士免状の交付、再交付又は書換えを受けようとする者

三 浄化槽設備士試験を受けようとする者

四 (略)

五 浄化槽管理士試験を受けようとする者

2 (略)

○ 浄化槽法施行令(平成十三年政令第二百十号)(抄)

(手数料)

第三条 法第五十条第一項の規定により次の各号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 浄化槽設備士試験を受けようとする者 二万二千五百円

五 (略)

六 浄化槽管理士試験を受けようとする者 二万二百円

2 (略)

○ 環境省関係浄化槽法施行規則 (昭和五十九年厚生省令第十七号) (抄)
(試験の公示)

第二十条 環境大臣は、浄化槽管理士試験 (以下「試験」という。) を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。

○ 浄化槽設備士に関する省令 (昭和五十九年建設省令第十七号) (抄)
(試験の施行及び公告)

第九条 (略)

2 国土交通大臣は、試験の実施期日、実施場所その他試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ官報で公告する。